平成２２年（フ）第９５９号
神奈川県平塚市老松町５番８―203号
債務者　古堅　安光
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９６０号
神奈川県平塚市老松町５番８―203号
債務者　古堅久美子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１９７号
新潟県新発田市城北町３丁目１番４号
債務者　山口　敏夫
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第２０１号
新潟県村上市泉町４番20号
債務者　髙橋　初江
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第２０２号
新潟県新発田市住吉町２丁目３番３号
債務者　岩本　智美
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第２０４号
新潟県新発田市豊町２丁目11番23号　コーポ・ラフォーレ103
債務者　本間　信夫
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第２０６号
新潟県村上市高根609番地
債務者　相馬　朋子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第５４８号
愛知県一宮市和光２丁目７番26号　ＦＬＯＲＡ101号
債務者　石内　貴之
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５５０号
愛知県一宮市浅野字山王22番地２
債務者　山田　紗希（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５５７号
愛知県一宮市花池４丁目19番３―210号　県営花池住宅
債務者　牛田　マキ
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５９２号
和歌山市島51番地の11
債務者　大前　和憲
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７０７号
和歌山市栄谷99番地の13
債務者　湯川　保美
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７２２号
和歌山県橋本市さつき台１丁目12番地の７
債務者　大野　昌代
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７３０号
和歌山県岩出市金池164番地の４　708号
債務者　岡　　一也
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４３２号
香川県高松市元山町134番地２サンロイヤル元山101号
債務者　壷井　一弘
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４４４号
香川県高松市円座町1079番地３
債務者　渡邉　晶子（旧姓末本）
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第７３号
香川県三豊市高瀬町下勝間2122番地１　オリーブハイツ203号
債務者　石井　正史
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第３６２４号
名古屋市守山区新守西1016、住民票上の住所北海道苫小牧市双葉町３丁目20番20―202号
債務者　出口　正子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部